

令和5年度 市民税・県民税 特別徴収のしおり

市町村コード				
2	3	2	0	17

頁数	書類の名称	詳細
—	● 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収義務者指定通知書	
1～3頁	● 特別徴収の事務取扱いについて	
4頁	● 納入場所について ● 指定通知書（ゆうちょ銀行、郵便局）	指定通知書は、東海4県（愛知、岐阜、三重、静岡）以外のゆうちょ銀行（郵便局）から払い込みをするときに、ゆうちょ銀行に提出してください。
5頁	● 記入例 納入書、納入申告書 ● 納入書の取扱いについて、納入年月日のお知らせ	
6頁	● 記入例 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書	
7頁	● 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書	納税義務者に退職、休職、転勤等の異動があったときに提出してください。
8頁	● 記入例 市民税・県民税 普通徴収から特別徴収への切替依頼書 ● 記入例 特別徴収義務者所在地・名称等変更届出書 ● 記入例 特別徴収税額の納期の特例に関する申請書 ● 記入例 特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書	
9頁	● 市民税・県民税 普通徴収から特別徴収への切替依頼書	新規採用等により特別徴収を開始するときに提出してください。
10頁	● 特別徴収義務者所在地・名称等変更届出書	特別徴収義務者（給与支払者）の所在地や、名称等が変更になったときに提出してください。
11頁	● 特別徴収税額の納期の特例に関する申請書	納期の特例を希望するときに提出してください。給与の支払いが常時10人未満である事業所は、12月と6月の年2回で納入することができます。
12頁	● 特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書	納期の特例をやめるときに提出してください。

豊橋市役所 財務部 市民税課 〒440-8501 豊橋市今橋町1番地 ☎ (0532) 51-2200～2207
FAX (0532) 55-3203

◎豊橋市のホームページにて、各届出書の様式をダウンロードすることができます。

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/>（サイト内検索

◎e L T A X（エルタックス 地方税ポータルシステム）にて、異動届、切替依頼書、変更届出書を提出したり、納税をすることができます。

利用方法は、e L T A Xのホームページをご覧ください。<https://www.eltax.lta.go.jp/>